
学校施設開放 利用案内



新座市イメージキャラクター ソウキリン

新座市教育委員会

令和7年4月1日発行版

学校施設開放事業の趣旨

本事業は、市民の文化、スポーツ、レクリエーションの振興や、青少年の健全育成を図ることを目的として、学校教育に必要な施設・設備の中で、市内の小学校・中学校の校庭、体育館、教室などを、支障のない範囲で開放しています。

このため、文化、スポーツ、レクリエーションを行うための十分な設備は整っておりません。また、周辺は住宅地となることが多く、施設の利用に当たっては、近隣にお住まいの方々への配慮が必要となります。

これら学校施設特有の事情をご理解いただき、所定の手続きを行った上で、定められた規定を遵守し、本市の文化、スポーツ、レクリエーションの振興や、青少年の健全育成にご協力をいただけますと幸いです。

目 次

1	利用できる施設	2
2	利用できる団体	2
3	団体登録申請	3
4	利用上の注意	4～5
5	連絡事項	5
6	問合せ先	5

1 利用できる施設

▶ 開放校

小学校	市内全 17 小学校 ※教室の新規利用は現在受け付けておりません。
中学校	新座中学校、第二中学校、第四中学校 ※中学校の新規利用は現在受け付けておりません。

▶ 開放枠 ※第三土曜日の校庭(午前)は個人遊び場開放のため団体利用はできません。

			8:00~12:00	13:00~17:00	17:00~19:00	19:00~21:00
小学校	体育館 教室	平日			夜間 1	夜間 2
		休日	午前	午後	夜間 1	夜間 2
	校庭	休日	午前(※)	午後		
中学校	体育館 武道場	全日			夜間 1	夜間 2

▷年末年始(12月29日～1月3日)及び夏季の学校閉庁日は利用できません。

▷学校行事、市及び教育委員会の事業が優先されます。また、工事等により、長期間利用が制限される場合があります。

2 利用できる団体

▶ 団体登録に必要な要件 ※個人での利用はできません。

新座市に在住・在勤する10名以上の会員を有し、かつ、監督者としての成人が含まれている文化、スポーツ、レクリエーション活動等を目的とする団体
(代表者は新座市在住又は在勤者に限る)

▷会費等を徴収する団体について

実費を超える費用を徴収するなど、営利を目的とする団体の登録はできません。

入会費・年会費・月会費などの合計金額が1人あたり月額3,000円以上の場合は、団体登録の際に収支報告書を提出してください。

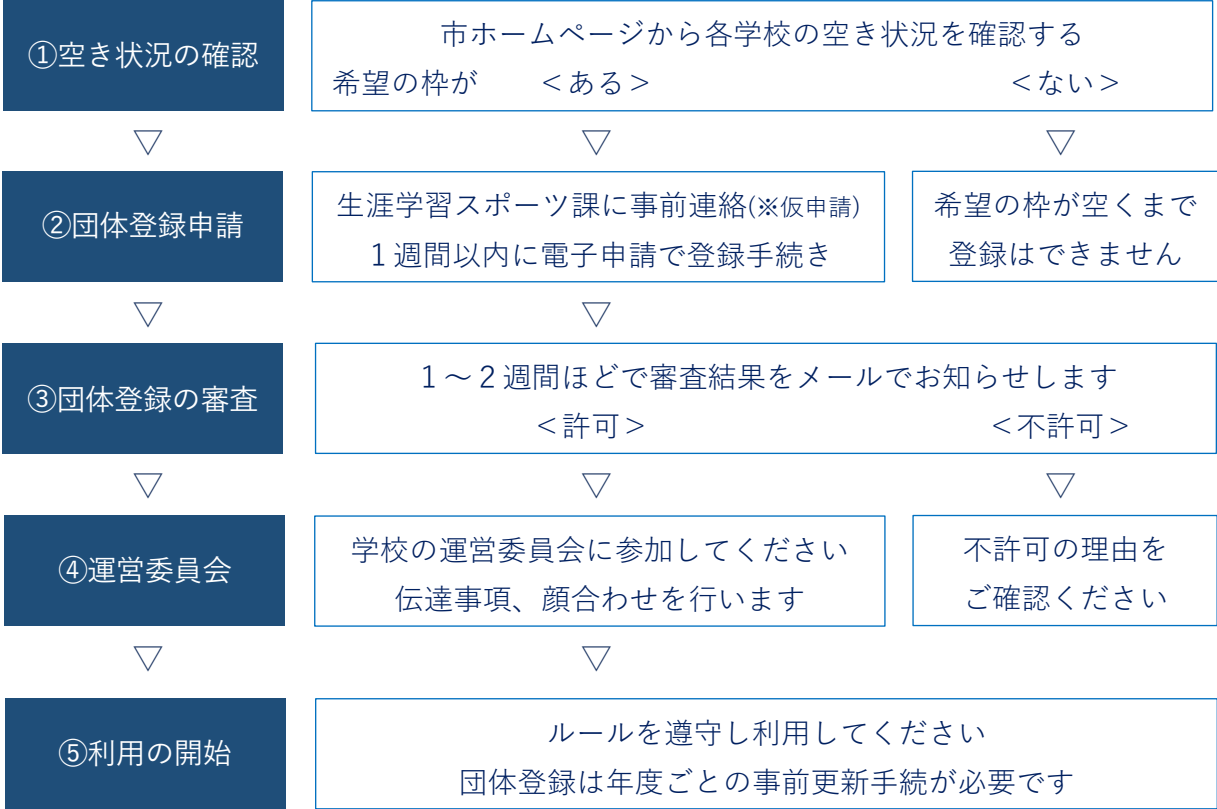
▷市外在住者を含む団体について

構成員には、市内在住・在勤・在学者が10名以上かつ団体構成員全体の3分の2以上在籍する必要があります。例)在住・在勤者数：18人の団体⇒12人以上

▷一時的な利用について

本事業は、毎週同じ曜日の同じ枠を利用して継続的に活動する団体を対象としたものです。月・年に数回等の一時的な利用は、対象外のため、登録はできません。

3 団体登録申請



空き状況の確認、団体登録(新規・更新)はこちら



禁止行為

- 1 開放校の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- 2 指定した場所以外の場所に立ち入ること。
- 3 指定した設備以外の設備を使用すること。
- 4 指定した場所以外の場所に自動車等を持ち入れ、又は駐車すること。
- 5 飲酒をすること。
- 6 学校敷地内において喫煙その他火気を使用すること。
- 7 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他に迷惑を及ぼすこと。
- 8 営利を目的とした活動をする事。
- 9 宗教活動又は政治活動をする事。

▶学校教育活動に支障のない範囲で利用ができます。

▷使用する学校及び教育委員会の指示に従ってください。

▷学校開放事業は必ずしも団体の定期的な利用を保証するものではありません。学校行事、市及び教育委員会の事業、改修工事等により利用ができない期間について代替活動場所を確保することはできません。

▶近隣住民に配慮し活動してください。

▷学校敷地内は禁煙です。施設周辺での喫煙についてもお控えください。

▷飲酒、騒音、大声での会話、暴力、民地への飛球及び無断侵入、指定された場所以外への駐輪、駐車等は禁止します。

▷夜間の枠を利用する団体については、特に近隣住民への騒音について配慮し、窓を閉める、発声を控える等の対策を講じてください。

▶営利を目的とした利用はできません。

▷参加費等を徴収する場合は、活動に必要な実費負担額程度としてください。

▷指導者、講師等への謝礼金については、団体の活動の範囲としますが、団体代表者が会費を集め、自ら指導者や講師として謝礼金を受け取ることは営利目的と判断します。

※無料の学校施設を利用して営利活動を行っているのではという指摘を受けています。くれぐれも誤解を招くことがないように注意してください。

4 利用上の注意

▶ 1 団体につき 1 校 1 施設の利用です。

▷ 複数の学校に団体登録することはできません。

▷ 校庭、体育館、教室等を併用することはできません。

▶ 賠償責任

▷ 施設や設備を汚損・損傷・亡失した場合は、速やかに生涯学習スポーツ課と学校に連絡してください。

▷ 利用団体は、賠償責任の責めを負うものとします。

本事項に違反した場合、または学校及び教育委員会の指示に従わない場合などは、利用の一時停止や施設からの退去を命じる場合があります。
本事項を団体構成員全員に周知し、ルールを遵守してご利用ください。

5 連絡事項

▶ 学校開放メール

市からの連絡は学校開放メールを通じて配信されます。団体登録事前更新手続の受付開始や、利用に関するお知らせを配信するため、必ず登録を行ってください。
※学校により独自に連絡網を作成している場合がありますので、その場合は学校開放メールの他、学校の連絡網への登録も行ってください。

学校開放メールへの登録はこちら（空メールを送信）



6 問合せ先

▶ 新座市教育委員会（土休日・閉庁日を除く 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

生涯学習スポーツ課

0 4 8 - 4 2 4 - 9 6 1 7